

平成21年柴田町議会第3回臨時会会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
企画財政課長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 1 年 5 月 2 5 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 柴田町・村田町・大河原町合併協議会の廃止について
- 第 4 議案第 2 号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成21年柴田町議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番安部俊三君、6番佐々木 守君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

なお、報道関係の取材撮影等を許可しておりますので、ご了承ください。

日程第3 議案第1号 柴田町・村田町・大河原町合併協議会の廃止について

○議長（我妻弘国君） 日程第3、議案第1号柴田町・村田町・大河原町合併協議会の廃止についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号柴田町・村田町・大河原町合併協議会の廃止についての提案理由を申し上げます。

住民発議に基づく柴田町・村田町・大河原町合併協議会は、平成20年8月8日に設置され、以後8回にわたり合併に関する協議が進められてきましたが、去る4月27日の柴田町議会第2回臨時会において、合併反対「柴田町」を存続させる連絡会から提出されました「柴田町・村田町・大河原町合併協議会からの離脱に関する陳情書」が採択され、私は、選挙を通じて示された直近の民意に基づく議会の意思表示を尊重し、合併協議会からの離脱を決意いたしました。当日、議会において合併協議会からの離脱を表明し、議会閉会后、合併協議会の臨時の正副会長会議の場で、合併協議会からの柴田町の離脱の申し入れ書を提出いたしました。

その後、5月8日に3町長で協議を行い、合併協議会を廃止することで、3町長の間で協議が整いました。5月14日には第9回合併協議会が開催され、報告第16号の「柴田町・村田町・大河原町合併協議会の廃止について」では、私から合併協議会離脱の理由を述べさせていただきました。その後、3町長の協議結果が報告され、平成21年5月31日を解散の日とする廃止の手続を行うことになりました。

このことから本日、地方自治法第252条の6の規定に基づき、平成21年5月31日をもって柴田町・村田町・大河原町合併協議会を廃止することについて、同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、今後の合併協議会廃止の手続ですが、3町の廃止議案が可決されれば、廃止の告示を経て、宮城県知事へ合併協議会廃止の届けを行うこととなります。

なお、4月27日に合併協議会から柴田町が離脱した後の3町の住民の反応ですが、電話やメールで合併協議会に寄せられた大河原町、村田町、柴田町民からの批判や苦情は全くなく、柴田町議会議員からの問い合わせと柴田町民1人の来訪があっただけだと伺っております。私に直接寄せられたメッセージは3件で、賛成1、反対1、中立1でございました。

去る5月18日から5月23日まで6カ所で開いた3町合併協議会からの離脱についての説明会への参加人数は、住民、議員、報道機関を含めて延べ59人で、うち一般住民は延べ44人でございました。そのうち、今回の対応に疑問を呈されました住民の方が5人ほどおられ、うち1人の方は、「今回の説明会での町長の説明を聞いて理解ができた」とおっしゃっていただきました。

以上のことから、多くの町民は今回の3町合併問題について、いろいろな考え方はあるも

の、住民一人一人が自分なりに決着をつけていると受けとめております。結果が出た以上、今さら多くの町民は合併推進派も合併反対派も合併慎重派も望んでおりません。子供や孫に豊かで住みやすい柴田町を引き継ぐためには融和が必要であり、これ以上対立の構図は引きずるべきではないと思っているはずでございます。私は3町合併が破綻したからといって3町の将来がだめになるとは思っておりません。だめになるとすれば、政争を引きずり、新たな対立をあおろうとするときだと思っております。

本日をもってこれまでのわだかまりを清算し、新生柴田町のまちづくり、まち育てに向けて新たなスタートを切ってまいりたいと思いますので、原案のとおり可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番大坂三男君。**

○11番（大坂三男君） はい、お伺いします。本日、3町で同時にこの合併協議会廃止の議案が提出されまして、各議会で議決がなされるわけですが、例えばどこかの町が本日の議会で承認されず、議決されない場合は、休止という形で残るといふようなことを伺っていますが、その場合、合併協議会休止という位置づけといたしますか、法的な決まりとか、何かそういうことがどういうことになるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 今、議員がおっしゃいましたように休止というふうになるかと思いますが、実は自治法上明確な規定はありません。再開の手續といたしますか、新たにもう一度合併の合意があったときに再開ということによって再開できるというふうになるかと思いますが、事実上活動は停止しますので、ほぼ廃止と同様の姿にはなるかと思いますが、組織としての名前が残り、会長職である大河原町がその組織の名称を保持するというふうになるかと思いますが、それ以上の手續については、特に明確なものはございませんので、3町の休止の仕方については3町長の合意によるというふうになるかと思いますが、以上です。

○議長（我妻弘国君） 再質問がありますか。大坂君。

○11番（大坂三男君） 今、新たな合意がなされれば再開もあり得るような話があったんですが、新たな合意という場合、どのようなものが想定されるのか、町長でも結構ですが、いかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） 新たな合意というのは、再度この同じ3町でもって合併をするという3町の合意があれば。今回はこの議会で合併協の設置を可決いただいたわけですけれ

ど、休止ですから、再開ですからその手続は不要になるということです。ですから、3町とも同じ枠組みの中で、この組織で3町合併の協議を進めたいというのであれば再開ということで、新たな委員を採用、任命することによって動き出すことが可能になるということでございます。以上です。

○議長（我妻弘国君） はい、大坂三男君。

○11番（大坂三男君） そうすると、設置のときは議決が必要であったが、再開の場合は、ある意味首長さんたちの合意があれば再開できるというような、議決は必要ないというようなことだということなんでしょうが、ここに、今回柴田町は、議会も町民も首長も一致して合併はもうしないということで決まったわけですから、それが、例えば首長が変わることによって再開できるというようなことは、私にとっては非常に不合理な制度であるなというふうに感じます。したがって、例えば議会が何らかの形でそれに関与できる、あるいは拒否できるようなことが、何らかの形で方策としてあり得るのかなというようなこともありますので、その辺は今後私たちがいろいろ考えていかなければならないと思うんですが、議会と町民の意思を無視して再開するために、合併協議会を中途半端な形で休止というような形で残すということについては、私はいかがなものかなと思いますが、この辺、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 前回は大河原の議会が否決して、3首長が法定協議会はこれで終わりということで、それに従って各3議会が廃止ということにいたしました。筋論として、3首長が合意をして法定協議会に報告した以上、私はこれに議会の方に賛同していただけるのが、前回と同じであれば筋ではないかと思いますが、他町の議会のことですので、私は、発言は控えさせていただきます。と思っております。

ですけれども、私は、今回は離脱ということをしましたので、私の場合には再開することはありませんけれども、まず議会として十分議論を踏まえて、もし再開する場合には、もう一度議会の議決が必要だというような手続を、この議会の中で決めていただくということはあり得るのかなと思っております。そこで議決をすれば、再開についても、もう一度議会が関与できると考えているところでございます。今はその程度しか考えておりません。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。14番星 吉郎君。

〔14番 星 吉郎君 登壇〕

○14番（星 吉郎君） 14番星 吉郎です。

3町合併協議会廃止に対して反対の立場で討論いたします。

同僚議員のご賛同を願うものであります。

3町の住民の意思で署名活動を起こし、各町の有権者の3分の1の署名を集め、住民発議による合併協が発足されました。まさしく住民の民意の盛り上がり、住民が合併に対しての、合併しなければならない、そういうふうな機運の示す住民の意思であることは事実であります。あすの柴田市の実現に夢を膨らませる住民、町民が多くいることも事実であります。3月の柴田町議会議員の選挙で、18名中11名の合併反対派が結果として出たから民意が反映されたとしているが、果たしてそうだろうか。3町間のひずみをどう考えていくのか。しかも、7月に予定されている住民投票もせず、離脱を考えることはおかしいと思うわけでございます。合併協で新しい新市の名前は「柴田市」に決まり、合併の是非を判断する材料が出そろっていない、そんな具体的な新市基本計画が議論されずに判断したことは、真に柴田町史においても意味深く、責任は重大であります。すべての町民は住民投票で判断すべきと、多くの方々が望んでいるわけでございます。住民投票で費用がかかる、合併協議に経費がかかる、むだだ、そんな話ではなく、これからの合併は、30年、50年先を見きわめることが大切であります。この1カ月間、多くの方々から合併に対しては住民投票で決めるのがもっともだという話を多く聞いております。今ここに来て反対を論じて、数の関係、無意味であっても、話さないわけにはいきません。どうか、同僚議員のご賛同をお願いして反対討論にさせていただきます。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番水戸義裕君。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。

ただいま、柴田町・村田町・大河原町合併協議会を廃止する議案第1号に賛成の立場から、討論に参加いたします。

このたびの協議会は、在任特例が提案されたり取り下げられたりとか、協定項目は前回の協議会の内容とほとんど同じ内容で、そこには何の議論もなく、事務局でつくった案どおりに決まっていくなど、いかにも時間がなく、合併ありきの協議会という内容で、傍聴に行くたびに失望させられるようなものでした。平成の大合併前、全国の自治体は開発や事業をど

んどん進め、その結果借金が膨大になり、財政的に立ち行かなくなっておりました。そのような状況のもとで、合併で何とかするのではないかという幻想を抱いて合併に走ったというのが実態であります。国、県はそこをうまくとらえ、合併を進めてきました。合併ありきで進められてきたものです。今回の3町合併推進は、その国の方針に従っただけで、住民の幸せと地域の発展を目指した合併とは言えず、ここで白紙に戻し、将来のまちづくりをみんなで考えるよい機会とするべきです。

私は、いいまち、元気のあるまちにしようと、これからも町民の皆様とともに柴田のまちづくりに向けて頑張っていきたいと考えておりました、合併協議会廃止に賛成するものです。

最後に、時間のないところで協議会の資料づくりをされた事務局、3町の職員の皆さん、協議会委員の皆さんの努力に感謝を申し上げ、合併協議会廃止への賛成討論といたします。

同僚議員の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに、原案反対の方の発言を求めます。12番舟山 彰君。

〔12番 舟山 彰君 登壇〕

○12番（舟山 彰君） 12番舟山 彰でございます。

合併協議会廃止に反対の立場から討論いたします。

4月27日の臨時議会においては、合併離脱に反対の立場で討論し、その理由をいろいろ述べました。今回はまず、そのとき合併反対派の議員が合併反対、そして早期の離脱の理由として述べた点、例えば、住民投票に約800万円から1,000万円ほどの金がかかるのはもったいない、また合併協議会に町から出向している職員ももったいないというような発言がございましたが、もちろん約800万円などのお金は大金でございます。また職員の出向も、他の職員の負担となっていたことは間違いございません。しかし、3町合併という町の将来を決める重要な問題でございます。その重要さと比較したらどっちを重視すべきだったかは明白であったと私は思います。

そして、なぜあのとき急いだのでしょうか。翌日の28日に合併協議会が開催されることははっきりしていました。27日午前に議会が町民からの合併協議会からの離脱の陳情を採決しましたら、町長はすぐその場で表明し、すぐに合併協議会会長らに離脱の申し入れをしました。町民の中には、町長が合併反対を扇動し段取りを進めた、つまり町長が言うような議会の意思を尊重したのではなく、町長がそうさせたと受けとめている人もいます。そして急いだのは、28日に開催予定であった合併協議会で公開される予定であった新市建設基本計画を

3町民に示さないようにするためだったからではないでしょうか。この計画には、柴田町にもいろいろ考慮された計画が載っていたとのことです。これを町民が見て住民投票に臨んだら、合併反対派は不利になると思ったからではないでしょうか。そう思う町民もふえていると聞きました。

次に、4月27日以降、地元の河北新報の社説や朝日新聞の記事には、なぜ住民投票まで行かなかったのかという内容が載っていました。町議選の結果も大事ではあるが、それだけで民意を判断するのではなく、今後も合併協議会を進め、主権者である住民にその内容を説明し、直接投票してもらうべきであるとありました。マスコミなど外部から、客観的なこのような意見があるということは、今度の町長の判断と行動は疑問であったということだと言えます。さらに、これまで私どもに入ってきた町民の声というものをお聞かせしますと、先ほど町長はそんなに苦情はなかったと言いますが、あきれ返っているというのが実情であると思います。先ほど言ったような、これまで合併協議会は7割か8割以上進んでいるのに、急にそれをやめさせようとして前日に離脱の議会を開く、そんなことがあっていいのだろうか。また、住民発議のための署名集めを一生懸命やってきた方々からは、「町長は、あの署名集めは議員や有力者が無理やり署名させたものだと言っているけれども、そんなことはない。我々一般住民も一生懸命やった。合併実現のために努力もした」と、そして「1万人から署名をもらうということがどんなに大変か」、そのような意見もありました。そういった重みを見捨て、今回強引とも言える行動、つまり合併協議会からの急な離脱、そして住民投票の実施をやめる、そういった行動をとった11名の議員と町長には、住民から住民投票という大きな権利を奪った責任があると、これは国会で言うなら、参議院に問責決議案が出されるようなものではないかと、そういうことを言う町民の方もおりました。

私としましては、ぜひ住民投票まで実現してほしいという町民の声は根強い、このことを申し上げたい。だから、きょうの結果は11対7となるかわかりませんが、できるならば合併協議会からの離脱を取り消し、合併協議会を再開し、ぜひ住民投票まで持って行っていただきたい。これを強く望む町民の声を代弁するものとして、きょうは反対の討論を行いたいと思いました。以上で私の討論を終わりにいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。10番森 淑子さん。

〔10番 森 淑子君 登壇〕

○10番（森 淑子君） 10番森 淑子です。

柴田町・村田町・大河原町合併協議会廃止の議案について、賛成の立場で討論いたしま

す。

去る4月27日、柴田町議会は合併協議会離脱に関する陳情書を賛成多数で採択いたしました。離脱が決まった以上、合併協議会廃止は当然のことだと考えます。今回の合併協議会は、住民発議とは言いがたい署名活動の結果設置されたもので、私は当初から、発議の動機に対して強い不信感を持っておりました。8回に及ぶ合併協議会を傍聴する中で、その思いはますます強くなっていきました。合併を争点とした3月22日の選挙の結果で明らかになったように、住民は合併を望んでいません。また、総務省までもが市町村の合併はもう必要ないとしているのですから、もう終止符を打つべきだと考えています。柴田町は一日も早く合併協議会を廃止して、先送りにしていた施策を進めるべきです。合併に費やすエネルギーを自立に向け、柴田町議会は住民と協働でまちづくりに邁進しようではありませんか。同僚議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに、原案反対の方の発言を許します。13番佐藤輝雄君。

〔13番 佐藤輝雄君 登壇〕

○13番（佐藤輝雄君） 13番佐藤輝雄でございます。

合併協議会の廃止に反対する立場で討論いたします。

5月21日西住公民館で合併離脱の住民説明会が行われました。地元住民3名、他区から4名、議員7名の14名でした。聞きに来なかった人の感想は、「町長はうそつきだ、新市基本計画の住民説明会もせず、当然すべき住民投票もしない」。まさに町長に対する反発でした。こんなことでは、今後の柴田町の住民と協働のまちづくりが思い悩まれます。町長の話は、いつもの中核都市実現の会攻撃でした。住民発議は議員主導で本来の発議ではないとか、合併反対派と賛成派の討論会にも出てこなかったとか、なぜか合併協からの離脱の説明より論調が強かったものでした。

若干反論させてもらおうと、議員だけで1万人の署名は無理です。本気で合併協の立ち上げを求めて努力した大勢の町民の方々に、失礼なことを言う町長だと思います。議員が合併を求める町民の先を走ることは当然のことと思いますが、どうでしょうか。船迫地区の私の欠席理由は、新市基本計画が出たときまちづくりの議論をしましょう、今の時点ではうそやミスマッチのデメリット論が横行しており、さらに合併反対の感情が先走りし、正しい情報が町民に届かないことを代表の方にお話をしております。そのことの説明までをお願いしてきました。また、1市3町か、3町合併かの枠組みでは、例えば角田から船岡の学校へ、船岡から大河原の学校へ、沼辺から大河原の学校へと日常生活が一体化している現状がありま

す。行政の境界線をなくしてほしいという声は、その地域の住民の当然の権利であります。角田の佐藤前市長や大河原の齋町長、村田の佐藤町長、日常生活の一体化にとどまらず、福祉、医療、防災、そしてまちの発展を加味し、総合的判断としてこの地の一体化を前向きにとらえた決断だと思えます。そして最後の決断は住民投票、つまり民意にゆだねることだと思えます。この説明会でも、町長の変な言いわけが幾つかありました。例えば、合併離脱は議会の決定と言い逃れ、事実は27日を選んだのは町長であり、27日だから離脱になったのであります。見苦しく議会の責任にすべきでないと思えます。民意という選挙公報に合併の是非がなかったとの指摘に対し、公報が唯一ではないと逆切れをしたり、ほかにも投票率が落ちたのはボランティアのせいとか、合併協のアンケートでは合併反対が非常に多かったとか、何を言いたいのかわかりませんでした。柴田町が自立を決意するに至った要因、五つの理由でも、言いがかりの合併反対だと思えます。

その1。多分、広域合併のため住民の声が行政に反映されにくくなったとのことだと承知しますが、このちっぽけな柴田町でさえ合併推進柴田町民の会要望書、合併の是非は住民投票で決着すべきとのこと、町長と合併反対議員で反映されにくくなったのではなく、取り上げられず握りつぶされたものであります。この場で再考を期待いたします。

本庁舎がなくなれば町が寂れると言いますが、滝口町政下で、さくらマラソン廃止、菊の祭典廃止、各使用料・手数料値上げ、敬老補助金・負担金切り下げ、その他もろもろの町民負担増、具体的にこういうことが寂れるという言葉だと思えます。さらに、村田町のことは一切触れられませんが、他町を考える余裕はないのでしょうか。若者の言葉で「自己中（ジコチュウ）」というのがあります。柴田町の代名詞にならないように願っております。

3番目。合併効果以上の行財政改革を実行、そして自立したまちの発展が可能としてありますが、07年、通称、自治体財政健全化法が制定されました。悪ければ財政健全化団体の指定か財政再生団体に組み入れられる、宮城県内で夕張のようになることはありません。柴田町は町民をおどかし過ぎだと思えます。

4番目に、住民投票の際に適切な判断材料を示さないと言っております。図書館建設、二本杉町営住宅建設、耐震学校建て替えの前倒し、鷺沼排水工事着工、循環バスの運行、合併協議会で議論する直前でした。十分な判断材料になると思えます。一町民が言っております。「町民の権利すら奪い、離脱を急いだ本音は何か。町長は立場上、新市基本計画の内容を早目に知ることができたため、その内容を町民に知られたくないために離脱を急ぐ必要があったのです」とありました。私も感化されておると思えます。まさに茶番劇の合併離脱劇

であります。

最後に、直近の選挙での民意。最初に触れましたので重複はいたしません、河北新報の選挙期間中の合併否定の一面でのキャンペーンは、影響はあったと思います。しかし、その河北新報ですら社説に、「なぜ住民投票を待てない」との表題。内容は、「やはり住民に直接合併の是非を問うべきだったと強調したり、住民発議で再始動した合併協議は住民投票で決着をつけるのが自然である」と、常識論が述べられておりました。柴田町の合併否定の悪あがきの一つですが、だれかはわかりませんが、住民投票に1,000万円のコストをかける必要はない。予算を正直に言って聞かせてください、765万円だと。はっきり言って、職員も我々議員もなぜ住民投票をしないのか、できないのか、町民の皆様に説明できません。廃止は町長の個人プレーであること、協議会廃止は仙南地域の損失であることを強調して論を終わります。以上です。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番広沢 真君。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。

私は原案賛成の立場で討論に参加します。

私は、今回の3町合併について、当初から百害あって一利なしということを指摘してまいりました。現行の地方財政制度では、合併して人口規模が大きくなれば、基準財政需要額が合併前の合計額よりも圧縮され、その分の地方交付税等も減らされる仕組みになっています。合併で誕生した新しい市や町は、合併前よりも職員を削減せざるを得ません。しかも平成の大合併は、地方財政を切り捨てる三位一体改革と並行して進められ、新しい市や町は財政的にダブルパンチを受けました。この結果、平成の大合併で誕生した新しい市や町は極端な行政の集約化に導かれ、周辺地域の衰退や公立病院の廃止、小中学校の統廃合などの害悪が、必然的な結果として表面化しました。3町合併を推進した人たちは、市に昇格して団体自治が強化されるかのように描き出そうとしましたが、全国町村会は、合併のデメリットを指摘する声が合併の成果を上回り、数多く上げられているとして、団体自治の強化にはつながらないことを指摘しています。このため、2007年の地方制度調査会で、平成の大合併の検証が主張されるようになり、2008年には全国町村会がこれ以上の合併に反対を表明するに至りました。3町合併を推進した方々は、合併の途中で公表されたこの全国町村会の調査報告書に正面からの反論はなされてきませんでした。私は、これらの調査でも明らかになったような住民の利益にならない合併協議は終了させることが当然だと考えます。

さらに、今回の合併協議は、立て看板とチラシによる宣伝、住民発議署名の推進、合併協議会で中心的な役割を担ったことなど、県南中核都市実現の会の方々の活動抜きには語れませんが、実際に主導したのは宮城県当局でした。さらには、今県議会で問題になっておりますが、県南中核都市実現の会が補助金を受けるときに提出した名簿の中に、本人の確認がとれていない村田町議会議員5人の方の名前が載せられており、それについて、県の市町村課に対し調査を求めましたところ、最初は参加予定者の名簿として受理したという答弁でしたが、それでは不備な名簿でもこれからも受理するのかということを追及されて答弁できなくなり、今度は事務的なミスということで県が今通しています。さらに県議会の中での追及で、こういう不正の疑いの持たれている請求を行っているんだから補助金を返還させよという追及に対しては、全く回答を寄せていません。そして、そのような形で県の補助金を受けてチラシを配布された活動があります。その作成には、宮城県の市町村課職員が深く関与しており、県当局も、県議会の答弁あるいは議員の調査に対して、これを認めています。さらには、合併協議会の中で、合併協議会の規約も、多数を占めていた合併推進の立場の方々によって、非民主的なものに変えられてしまいました。4年前の合併協議会では、異議があった場合の議決は、委員の4分の3以上の賛成で決するというルールでありました。ところが、今回の合併協議では3分の2以上に改悪され、特定の町にほかの2町が不利益を押しつけることができる仕組みにされました。住民投票の公正を確保するためには、何よりも合併協議会が住民に判断材料を提供する役割を果たすことが求められましたが、平成の大合併の検証を求める、私を初めとする柴田町から出ている合併の徹底的な審議を求める委員の意見に対しては、徹底的に封殺をされました。特に、県当局が合併協議会で、合併しないと大規模災害時に不都合があるかのような発言を村井嘉浩県知事が行い、市町村課長は地方交付税制度をねじ曲げる発言を行うなど、合併を強要する態度を露骨に続けました。つまり、住民発議と民主主義は、これらの何が何でも合併を推進しようとする県と、そこに流れを一つにする人々によって徹底的に踏みにじられてきたのが実態であります。

地方自治体にとって独自の行財政権は、人にとっての命のような大切なものであります。私は、今回の合併において同じ立場を有する同僚議員の皆さんと一緒に平成の大合併の真実をお知らせするとともに、公正な住民投票を実現して、住民自治の力で町の行財政権を守ることを訴えてまいりました。さらには、先日の合併の離脱を求める陳情を議論した際にも、事前に住民に説明することを提案し、住民が主人公を貫くべきであるということを主張してまいりました。その後、議会として有志ではありますが町内3カ所で説明会を行い、さらに

は町主催で6カ所で行ったという事実があります。必ずしもすべての町民の意見を網羅したというふうには言えないかもしれませんが、しかし、住民が主人公の立場を貫いて、そして住民の意見を聞き、今回の合併離脱に至る経緯も説明したという責任を果たしたと私は考えております。

以上のような理由をかんがみましても、今回の合併協議は終了させることが当然であります。同僚議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柴田町・村田町・大河原町合併協議会の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第2号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、平成21年5月1日の人事院の臨時勧告に基づき、6月に支給する特別職の期末手当並びに一般職の期末手当及び勤勉手当の支給を一部凍結するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは詳細説明を行います。

柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例でございますが、まずもって国の人事委員会でございますが、昨年以来の世界的な金融危機を発端といたしまして、景気の急

激な悪化に伴い、公表されました民間労使の資料によりますと、企業格差があるものの過去20年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナスということになることがうかがえることから、例年でありますと5月から行う職種別民間給与実態調査というのがあるんですが、これとは別に、臨時的に特別調査を実施いたしております。この調査は、本年4月7日から24日に実施されまして、全国の50人以上の事業所から抽出いたしました2,700社を対象にいたしております。本年の夏期一時金の平均支給額及び支給月額を把握した結果、企業規模別での減少率は、製造業で22.0%、製造業を除く産業全体で見ますと6.0%にとどまっております。以上を踏まえまして、国の人事委員会では、さまざまな角度から全産業の夏期一時金を算出した結果、前年増減率をマイナス13.2%というふうに見ております。職員の6月期の特別給与の支給月額数、今現在でございますが、6月につきましては2.15月になってございます。今話しました全国の企業の減少率13.2%を公務員に換算しますと、月数が約0.2カ月分となりました。期末手当におきまして0.15月分、それから勤勉手当につきましては0.05月分、合わせまして0.2カ月分ということでございますが、その0.2カ月分を凍結することが適当として勧告をしております。また、特別職の場合につきましては、勤勉手当の支給がないということでございますので、職員と同じように期末手当分の0.15月分を凍結するという勧告になってございます。

一方、県内でございますが、人事委員会の勧告の措置を見送るというふうにはしているのは、石巻市、それから宮城県で見送りということを決断してございます。そのほかの市町村は人事院勧告どおり上程予定、それから上程済みという形になってございます。宮城県人事委員会では、人事委員会がありますので、それらを踏まえまして今回は見送るという結論を出したということでございます。県の見送りの措置の内容については、新聞等でご案内のとおりと考えてございますので省略させていただきます。

そして、本町といたしましては人事委員会を設けておりません。今までも国の人事委員会の勧告を遵守してきておりますので、このことを受けまして、国の勧告どおり実施するものでございます。

それでは議案書の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第2号柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付の町長名でございます。

3条例が改正となります。町長、副町長に関する事、教育長に関する事、一般職員に関

するものということで、3条例の改正となります。

第1条でございますが、これは町長、副町長の特別職に関することでございます。附則ということで定義してございます。これにつきましては、特別措置ということで6月期分のみという形の考え方で凍結ということでございます。

なお、凍結というような言葉なんです、1年間を通じまして、今後12月期もでございます。それらも国の方では再度調査をして、1年間を見て最終的に減額分なりを決めるということで、今回は0.2月分を暫定的といいますか凍結をし、もし年度末で再度調査した場合に、例えば0.2月分が1年間で減額するべきだというような勧告があれば、残りの0.1月分を12月で減額するというような形、それから、もし逆に1年間で0.1カ月分がいいんだという最終的な1年間の結果が出れば、プラスの0.1カ月分は戻すという考え方の中で、1年間を通して最終的には判断しますよということでございますので、今回につきましては特例措置ということで、6月期分だけの改正ということでございますので、附則で改正するものでございます。

特例措置ということで第10項でございます。平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中、同じ第4条第2項に「百分の百六十」とあるのは「百分の百四十五」とするということにいたしまして、0.15減額するということでございます。

次に第2条でございますが、同じく教育長の関係でございます。4ページでございます。

これにつきましては第6項で、平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項、教育長につきましては第3条になります。2項の規定の適用につきましては、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百四十五」ということで、同じく0.15減というふうになります。

それから第3条でございますが、これは職員ということになります。第6項で規定させていただきます。平成21年6月期に支給する期末手当及び勤勉手当に、第18条第2項及び第19条第2項の規定の適用につきましては、第18条第2項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」ということで0.15、同じように減額ということでございます。第19条第2項中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」といたしまして0.05、合わせまして0.2減額するということでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するということでございます。

なお、6月1日が基準日になってございますので、5月中の臨時会、本議会に上程させていただきます。6月1日の基準日をクリアするということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） はい。特に一般職員の部分に関して、人事院勧告をどういうふうを受けとめているかということについて、お考えを伺いたいと思います。

今回の人事院勧告というのは、通常7月までの実態を調査して8月に勧告を出すという慣例からすれば、かなり異例なものですが、この問題について、先ほど1点の説明はあったと思うんですけど、ただ今の時期に、例えば調査実績とすれば、通常の調査で言えば1万1,000企業に対面調査をするということでありましたが、今回は2,700社に郵送調査をただけだということであるんですが、かなり拙速な、しかもデータの蓄積としては不十分なものと私はとらえているんですが、町として今どのように考えておられるか伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） おっしゃるとおり、本来であれば1万1,000社等の企業に対して調査を行い実態をつかむということでございます。今回は特例的に、緊急的に行ったということで2,700社を対象としたということでございますが、町といたしましては、今回の勧告につきましては暫定的な勧告という形で受けとめてございます。それで、例えば具体的に申し上げますと、今時点で0.2カ月分を減額しないで、議員おっしゃるように1年間の1万社等の調査を行い、秋ごろに実施するということでございますが、その時点でまた0.4カ月分とか幾らになるかわかりませんが、今の現時点では予測でございますが、そういった場合に、一気に12月で0.3とか0.4の減額という場合については、かなり職員が痛手をこうむるということも考えまして、まずは暫定的な凍結という意味で0.2カ月分を、全体の賞与からいくと1割程度の減額ということでさせていただき、できれば12月でどのような結果になるかわかりませんが、その辺を緩和という意味でとらえてございました。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。はい、広沢 真君。

○7番（広沢 真君） これは町がやったことではないので町に対する批判ではないのですが、今回の調査というのは大変ずさんな調査と言わざるを得ません。それで、そのずさんな勧告の影響を受けるというのが全国で600万人いるということで、今盛んに不況だと騒がれて内需重視の経済に変えていくことが必要な時期に当たって、公務員のボーナスを減らすというのは重大な影響を与えるのではないかと思います。町としても地域経済に与える影響をどのようにとらえておられるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） はい、総務課長。

○総務課長（村上正広君） 議員おっしゃるように、その点が一番危惧されているところでございます。2市7町の総務課長会議の中でも、その辺が一番危惧されているところでございます。公務員が今回のように0.2カ月分をカットすると、賞与の大体1割程度をカットすると、これにかかわる地域の中小企業に対する影響が考えられるんじゃないかという論議が総務課長会議の中でございました。そういったことも重々危惧はしているわけではございますが、議員おっしゃるように、ずさんということではないんですけれども、客体数が少なかったということだと思えますね。少ないし、大手企業ですとある程度結論は出ていますが、中小企業的にはまだ夏季の賞与の結論が出ていないというところも確かにございましたので、その点は危惧しているところでございますが、今回の場合は人事院勧告どおりということとさせていただきますたいと考えてございます。

○議長（我妻弘国君） 再々質問。はい、広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 今の課長答弁にもあったとおり、サンプル数が2,700社調査をしたうちボーナスを決定している企業というのは1割しかなかったそうであります。そういう中で、これから議論をする際に、この公務員の側の結論というのは非常に大きな影響を与えるものでありますし、公務員が下げたんだから民間は下げて当然というような議論に使われかねない、そういう重大な問題を含んでいることだと思います。その意味では、現在町内でそういう動きがないのかどうかということをつかんでいる情報があれば教えていただきたいし、できるのであれば人事院勧告というのはあくまでも勧告ですから、しかも国家公務員に対する勧告で、地方自治体についてそれを実施しなければならないという義務ではないと考えているんですが、そのことについてどう考えるか、最後に伺いたいと思います。

○議長（我妻弘国君） はい、総務課長。

○総務課長（村上正広君） 考え方でございますが、これはぬぐい去れない事実だと思います。公務員が減額すれば及ぼす影響は多かれ少なかれあるというふうに考えてございますが、ほとんど大手企業につきましては、先ほどご説明したように、製造業につきましては22.0%等々減額ということで、そういったことも民間企業では考慮しながら結論を出していくんだろうなと思ってございます。それから、国の人事院勧告に基づいて、当然柴田町のラスパイレスについては国を100とした場合に、確定的に今現在計算しておりませんが、92.2ぐらいになるのかなというふうに私は思っていますが、差があるわけですね。ですから、国が0.2カ月分カットしたら、例えば柴田町の場合はラスパイレス指数が下回っているのが0.18とか、そういうふうにするべきだろうというようなことも、いろいろ総務課長会議の中でも話が出

たんですが、ただ、それよりもまずは職員の給与を国のレベルの100に近づけるという部分を最優先にしようじゃないかというような、総務課長会議の中で話がございまして、その方向で行こうということで2市7町話しているところでございますが、なかなかこういった経済状況の中で一気にには行けないという部分も承知しております。

ただ、柴田町といたしましては、人事委員会が設置されているわけでもなく、なかなか柴田町単独で企業の実態調査をして、柴田町独自の給与形態を見出すというのはなかなか難しいのかなと思っておりますが、ただ、そういった町内の企業の給与等につきまして、なかなか教えていただけないんですが、友達等々から聞きながら配慮していかなければならないと考えてございます。今後も国の勧告を、今までもずっとそうやってきていますので、ある程度の乖離はあるかと思いますが、それを参考に、そして国の勧告の方向で今後も進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。7番広沢 真君。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。

私は、原案反対の立場で討論に参加したいと思います。

今回勧告を行っている人事院というのは、そもそも労働基本権が今法律上奪われている公務員の方々の収入所得を守るための代替機関として設置されているものであります。しかし今回の場合には、政府与党の発信しつつある公務員バッシング、特に、今回の議員立法で公務員給与を削減するという議案を提出しようとする動きに呼応して、それを先取りして出されてきているものであります。先ほど来の質疑でもお話ししましたとおり、公務員が地域の経済に果たしている役割は大変大きいものがあり、今回の人事院の勧告に基づいて、仮にすべての公務員、職場、国家公務員、地方公務員が行われるとすれば、600万人に上る方に大きな影響が及びます。この600万人が地域の経済に与えている影響というのは、かなり大きなものがあると考えざるを得ません。さらには、この時期、民間の多くの企業がまだ夏期一時金（ボーナス）の結論を出していない中で、公務員の動きを先に提示するというのは、民間が、もちろん今の不況の中であえいでいる中小企業はあると思いますが、それ以外でも、例えば大きな大企業などで株主に対する配当をふやしていながらボーナスについては減らそう

と考えている大企業に対して、そのボーナスを減らす口実を与える重大な影響を持つものがあります。現在の深刻な景気悪化の中、家計を応援し、内需主導経済に切りかえる、それが何よりも必要なときに、地域経済の大きな部分を占める公務員の収入を減らすというのは、逆効果以外の何物でもないと考えます。今回の部分については、町として人事委員会を持たない、そういう仕組み上のものもあって、人事院勧告に従うという結論を出しているようですが、今後も町の経済を考えて、町としての立場を確立していく努力も必要なのではないのでしょうか。

今回について、町当局の努力を否定するものではありませんが、原案に反対をさせていただきます。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番大坂三男君。

〔11番 大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） 11番大坂三男でございます。

私は、本案に対し賛成の立場で討論申し上げます。

今回提案されている条例につきましては、町長を初めとする特別職の期末手当及び一般職の期末手当と勤勉手当の6月期の支給額の一部を凍結するというものであります。昨年のリーマン・ブラザーズの破綻に始まる世界的不況により、民間企業においても甚大な打撃を受けており、派遣切りなどの雇用状況及び給与等の悪化を来しております。その状況を踏まえまして、国の人事院においても平成21年5月1日臨時勧告という形で勧告が出されました。これまで柴田町においても、人事院勧告の内容に沿って給与等の改定を行っており、今回もその趣旨に沿ったものと理解しております。特別職、一般職とも、昨年まで2年間にわたって給与等の削減を実施しており、今回の措置については大変難しい判断をせざるを得ないところですが、県内他市町村の状況や、そろそろ見え始まってきている民間企業のボーナス等の状況も1割とか2割とか大幅な減額が報道されております。そのような状況を勘案しますと、やむを得ないことであると判断いたします。今回の人事院勧告では、6月期の期末勤勉手当の一部支給を凍結するとの内容であり、1年を通した人事院の勧告は通常どおり出されるとの今の説明であります。したがって、今回の臨時的な措置に対しては、賛成をせざるを得ないという立場でございます。

以上申し上げた趣旨によって、柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例に賛成するものであり、同僚議員の賛同をお願いして賛成討論といたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論がなければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柴田町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議発第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第5、議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番水戸義裕君の登壇を許します。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕であります。

ただいま議題となっております、議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、平成21年5月1日に人事院の臨時勧告に示した特別職の期末手当及び一般職の期末手当並びに勤勉手当の支給を一部凍結する臨時勧告に照らして、本町議員も削減する必要があるとの判断から、6月に支給する期末手当を、本年度に限り0.15カ月分削減し、「百分の百四十五」とするものであります。

同僚議員のご賛同をお願いするものであります。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議発第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時10分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年5月25日

議 長

署名議員 番

署名議員 番